

商店街・飲食店街等支援事業費補助金

商店街・飲食店街等の 消費促進につながる取組を支援します！

対象者

- ・商店街・飲食店街等の組織(任意団体を含む)
- ・飲食店で構成される組合
(同業組合、地域の飲食店組合) 等

補助対象期間

交付決定日～令和4年2月25日(金)まで
※令和3年4月1日以降で交付決定の前
に着手した事業についても、適正と認
められる場合は対象となります。
※募集期間は、令和3年4月1日(木)～
12月15日(水)です。ただし、予算
がなくなり次第受付を終了します。

補助金額

上限額：500万円(補助率：10/10以内)

ただし、複数団体が連携して事業を実施する場合は、団体数に応じて算出します。

例：3団体が連携して申請する場合500万円×3団体＝1,500万円

※令和3年1月8日以降の緊急事態宣言期間中の大規模イベント等が中止になった地域において、商工団体と連携して事業を実施する場合には、上限額が250万円引き上げられます。

対象事業

商店街や飲食店街等において、商業者等が一体となって実施する消費促進に資する事業

例：クーポン券、プロモーション、消費喚起イベント 等

補助対象経費

クーポン発行費、景品購入費、消耗品購入費(感染対策含む)、会場使用料、委託費、広告宣伝費 等

※次の経費は補助対象となりません。

- ・事務経費等の経常的経費
- ・飲食代 等

問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8572 秋田市山王三丁目1番1号(県庁第2庁舎3階)

TEL: 018-860-2244 FAX: 018-860-3887 Email: com-tra@pref.akita.lg.jp

※要綱や様式等は後日、県公式サイト「美の国あきたネット」に掲載します